

山口県報

令和7年
12月5日
(金曜日)

山口県告示第三百七十九号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十三年山口県告示第百五十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月五日

山口県知事 村岡嗣政

十二 山口県山口南沿岸通津漁港海岸に関する部分中開作海岸保全区域に関する部分を次のように改める。

1 海岸保全区域の名称 開作海岸保全区域

2 指定区域

一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一六の一、一五の一、一七、一八、一九の各点を順次結んだ線及び一九、二〇、一八の一、一七の一、一四の一、三の一、二の一、一の一、一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

3 点の位置

(一) 基点

- 一 北緯三四度〇四分一九・六〇七九秒東経一三三度一二分三七・七四一三秒の点
- 二 北緯三四度〇四分一八・〇二四九秒東経一三三度一二分四〇・〇四五七秒の点
- 三 北緯三四度〇四分一〇・九四五〇秒東経一三三度一二分三四・四三六一秒の点
- 四 北緯三四度〇四分一〇・八四三三秒東経一三三度一二分三一・九二二九秒の点
- 五 北緯三四度〇四分一四・七六五九秒東経一三三度一二分二六・六六二四秒の点
- 六 北緯三四度〇四分一五・五五四三秒東経一三三度一二分二七・一一三九秒の点
- 七 北緯三四度〇四分一七・〇三六五秒東経一三三度一二分二四・三四八七秒の点
- 八 北緯三四度〇四分一六・二二七五秒東経一三三度一二分二三・三三六四秒の点

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
- 二 山口市桜島三丁目二五三四の二の一部、二六五二の一の一部、二六五五の四の一部及び二六六〇の一の一部
- 三 特定有害物質の種類
- 四 硫素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物
- 五 講じられた汚染の除去等の措置
- 六 土壤汚染の除去

山口県知事 村岡嗣政

山口県告示第三百七十九号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関する告示（令和七年山口県告示第八十四号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年十二月五日

九 北緯三四度○四分一六・五六三二秒東経一三三度二二分三一・三三五三秒の点

一〇 北緯三四度○四分一六・一七五一秒東経一三三度一一分三一・〇四四五秒の点

一一 北緯三四度○四分一五・六九九六秒東経一三三度一一分三一・一六七二秒の点

一二 北緯三四度○四分一〇・一〇六九秒東経一三三度二二分三〇・三一六六秒の点

一三 北緯三四度○四分〇八・九三七〇秒東経一三三度一一分三一・一五四四秒の点

一四 北緯三四度○四分〇七・七一七二秒東経一三三度二二分三〇・五七七一秒の点

一五 北緯三四度○四分〇三・二八九九秒東経一三三度一一分二七・七九八一秒の点

一六 北緯三四度○四分〇一・六七九八秒東経一三三度二二分一八・九六〇五秒の点

一七 北緯三四度○四分〇三・三五〇一秒東経一三三度一一分三一・六五七四秒の点

一八 北緯三四度○三分四四・五六七八秒東経一三三度一一分三〇・七〇二七秒の点

一九 北緯三四度○三分四二・二五四一秒東経一三三度一一分一〇・九〇二〇秒の点

二〇 北緯三四度○三分四〇・九九四八秒東経一三三度一一分二一・二八四一秒の点

(二) 補助点

一の一 北緯三四度○四分一〇・三五二七秒東経一三三度二二分三八・四一〇四秒の点

二の一 北緯三四度○四分一八・〇一三六秒東経一三三度二二分四二・〇〇五〇秒の点

三の一 北緯三四度○四分〇九・三四七〇秒東経一三三度二二分三六・四七八一秒の点

四の一 北緯三四度○四分〇五・一二三三四秒東経一三三度二二分三六・〇一九七一秒の点

五の一 北緯三四度○四分〇一・三九四四秒東経一三三度二二分二九・一六七八一秒の点

山口県告示第三百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の五第一項の規定により、山口県立下関西高等学校特別教室等電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年十二月五日

山口県知事 村岡嗣政

一 山口県立下関西高等学校特別教室等電気設備工事

工事場所 下関市後田町四丁目九八番一

(一) 工事の概要

構	造	延 面 積
鉄筋コンクリート造 五階建	四、四八〇・七平方メートル	

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工事に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

（二）共同企業体の代表者の令和七年十二月四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の電気工事の数値が八百五十以上であること。

（三）共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

（一）共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

1 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

2 経営規模等入札参加資格審査申請書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

（二）申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

（三）申請書等の提出期間及び時間

令和七年十二月二十三日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

（四）経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年一月二十三日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）にすること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工事に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

（二）共同企業体の代表者の令和七年十二月四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百五十以上であること。

山口県告示第三百八十一号

令和七年十二月五日

山口県知事 村岡嗣政

（一）工事場所 下関市後田町四丁目九八番一

（二）工事の概要

構	造	延べ面積
鉄筋コンクリート造	五階建	四、四八〇・七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

（一）共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

（二）共同企業体の代表者の令和七年十二月四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百五十以上であること。

（三）共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七号の五第一項の規定により、山口県立下関高等学校特別教室等機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

と。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和7年12月23日から同月26日までの午前9時から午後4時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和8年1月23日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八二一九三三一三八三〇）すること。